

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則  
における事業者設定基準および離島供給に係る  
燃料費調整制度関係事項届出書

2022 年 12 月 27 日

中国電力ネットワーク株式会社

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則  
における事業者設定基準および離島供給に係る  
燃料費調整制度関係事項届出書

企 託 サ 第 53 号  
2022年 12月 27日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

広島市中区小町4番33号  
中国電力ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 松岡 秀夫

別表に掲げる一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定により、別紙のとおり事業者設定基準および離島供給に係る燃料費調整制度関連事項を定めたので届け出ます。

(別 表)

| 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則 |   |
|----------------------|---|
| 第8条第4項               | 第8条第3項に規定する基準に代わるものとして設定した基準  |
| 第9条第2項               | 第9条第1項第5号に規定する基準に代わるものとして設定した基準   |
| 第11条第2項              | 送配電関連固定費または送配電関連可変費への配分基準   |
| 第12条第2項              | 第12条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値  |
| 第16条第2項              | 託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）および電力料（離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の送配電関連固定費、送配電関連可変費または需要家費への配分基準 |
| 第25条第3項              | 送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準   |
| 第32条第2項              | 離島供給に係る燃料費調整制度における離島供給の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率   |
| 第32条第4項              | 離島供給に係る燃料費調整制度における燃料ごとの比率を勘案して契約種別ごとに定めた離島基準調整単価  |

## 第 8 条第 3 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準

## [第 8 条第 4 項関係]

## 1. 第 8 条第 3 項に規定する基準

一般送配電事業者は、前項の規定により同項第八号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、同項第一号から第七号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。

## 別表第 2 第 1 表 一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

- |  |
|--|
| <p>1. 一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の 7 部門（水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費）への整理の基準</p> <p>(2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第 2 表に定める活動帰属基準（代表的な物量又は金額の比率をいう。以下同じ。）又は配賦基準（他の基礎原価等項目において整理済みの物量又は金額の比率をいう。以下この表において同じ。）を用いて整理すること。</p> |
|--|

## 別表第 2 第 2 表 活動帰属基準、配賦基準分類表

|        | 活動帰属基準                             | 配賦基準                                       |
|--------|------------------------------------|--|
| 賃借料    | 各部門業務用建物床面積比<br>(建物については、賃借物件に限る。) | —  |
| 委託費    | —                                  | 各部門業務用建物床面積比<br>(建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。) |
| 電気事業報酬 | —                                  | 内容ごとに各部門設備別帳簿価額比                           |

## 2. 設定した基準

|        |              | 活動帰属基準                                     | 配賦基準         |
|--------|--------------|--|--------------|
| 賃借料    | 借地借家料（社宅・寮）  | 直課された各部門人員数比                               | —            |
|        | その他借地借家料     | 各部門業務用建物床面積比<br>（建物については、賃借物件に限る。）         | —            |
|        | 機械賃借料        | 直課された各部門人員数比                               | —            |
|        | その他賃借料       | —  | 直課された各部門賃借料比 |
| 委託費    | 構内総合管理       | 各部門業務用建物床面積比<br>（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。） | —            |
|        | システム開発・改良委託費 | 直課された各部門人員数比                               | —            |
|        | その他雑委託費      | —  | 直課された各部門委託費比 |
| 電気事業報酬 | 特定固定資産       | —  | 各部門設備別帳簿価額比  |
|        | 建設中の資産       | —  | 各部門設備別帳簿価額比  |
|        | 営業運転資本       | 各部門営業運転資本比                                 | —            |
|        | 繰延償却資産       | —  | 各部門設備別帳簿価額比  |

## 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

別表第2第2表の一般管理費における費用等の項目の配分にあたり、費用の発生についてより関連がみられる基準を採用することが適切である。

賃借料のうち借地借家料（社宅・寮）及び機械賃借料並びに委託費のうちシステム開発・改良委託費については、設備等の利用に応じて発生する費用であり、当該設備を利用する人員数と関連があると考えられることから、当該費用の発生により関連が見られる「直課された各部門人員数比」を設定することとした。

委託費のうち構内総合管理については、建物の床面積に応じて発生する費用であることから、当該費用の発生により関連が見られる「各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）」を設定することとした。

電気事業報酬のうち営業運転資本については、当該費用の発生により関連が見られる「各部門営業運転資本比」を設定することとした。

賃借料及び委託費の配賦基準については、活動帰属基準により配分された賃借料または委託費を除く当該費用を8部門に整理するものであることから、各部門の実態に応じた整理を可能とすべく、「直課された各部門賃借料比」及び「直課された各部門委託費比」を設定した。

## 第9条第1項第5号に規定する基準に代わるものとして設定した基準

## [第9条第2項関係]

## 1. 第9条第1項第5号に規定する基準

販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二に規定する基準により、離島供給費、指定区域供給費及び非離島等供給費に整理し、それぞれに整理された販売費の第一次整理原価を、給電設備に係る第一次整理原価（沖縄電力にあつては、特定小売料金算定規則第二十条第四項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第三号の規定により、ネットワーク給電費に整理されたものをいう。以下「給電費」という。）、調定及び集金に係る第一次整理原価（沖縄電力にあつては、同項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第四号の規定により、ネットワーク需要家費に整理されたものをいう。以下「販売需要家費」という。）並びにその他販売費（沖縄電力にあつては、同項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第五号の規定により、ネットワーク一般販売費に整理されたものをいう。以下「一般販売費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

## 別表第2第1表 一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

|   |
|---|
| 3. 販売費の離島供給費、指定区域供給費及び非離島等供給費への整理の基準<br>(2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第3表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。                        |
| 4. 離島供給費、指定区域供給費及び非離島等供給費へ整理された販売費の給電費、販売需要家費及び一般販売費への整理の基準<br>(2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。 |

## 別表第2第2表 活動帰属基準、配賦基準分類表

|     | 活動帰属基準                          | 配賦基準 |
|-----|---------------------------------|------|
| 賃借料 | 業務用建物床面積比<br>(建物については、賃借物件に限る。) | —    |

## 別表第2第3表 活動帰属基準、配賦基準分類表

|     | 活動帰属基準                          | 配賦基準 |
|-----|---------------------------------|------|
| 賃借料 | 業務用建物床面積比<br>(建物については、賃借物件に限る。) | —    |

## 2. 設定した基準

|     |             | 活動帰属基準                         | 配賦基準 |
|-----|-------------|--------------------------------|------|
| 賃借料 | 借地借家料（社宅・寮） | 直課された各部門人員数比                   | —    |
|     | 機械賃借料       | 直課された各部門人員数比                   | —    |
|     | 上記以外        | 業務用建物床面積<br>（建物については、賃借物件に限る。） | —    |

## 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

別表第2第2表の販売費における費用等の項目の配分にあたり、費用の発生についてより関連がみられる基準を採用することが適切である。

賃借料のうち借地借家料（社宅・寮）及び機械賃借料については、設備等の利用に応じて発生する費用であり、当該設備を利用する人員数と相関があると考えられることから、当該費用の発生により関連が見られる上記の基準を設定した。

(別紙)

送配電関連固定費または送配電関連可変費への配分基準  
[第11条第2項関係]

|                               | 配分基準  |
|-------------------------------|---|
| 給料手当（環境対策費を除く。）               | 送配電関連固定費に整理。                                      |
| 給料手当振替額（貸方）<br>（環境対策費を除く。）    | 送配電関連固定費に整理。                                      |
| 雑給（環境対策費を除く。）                 | 送配電関連固定費に整理。                                      |
| 消耗品費（環境対策費を除く）                | 送配電関連固定費に整理。                                      |
| 修繕費（環境対策費を除く。）                | 送配電関連固定費に整理。                                      |
| 託送料                           | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。 |
| 事業者間精算費                       | 送配電関連可変費に整理。                                      |
| 委託費（環境対策費を除く。）                | 送配電関連固定費に整理。                                      |
| 養成費（環境対策費を除く。）                | 送配電関連固定費に整理。                                      |
| 諸費（環境対策費を除く。）                 | 送配電関連固定費に整理。                                      |
| 他社購入電源費                       | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。 |
| 建設分担関連費振替額（貸方）<br>（環境対策費を除く。） | 送配電関連固定費に整理。                                      |



第 12 条第 1 項第 6 号に規定する値に代わるものとして設定した値  
[第 12 条第 2 項関係]

1. 第 12 条第 1 項第 6 号に規定する値

月ごとの契約口数を合計して得た値（以下「口数」という。）

2. 設定した値

第 13 条第 2 項第 7 号に掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分について、第 12 条第 2 項の規定により、同条第 6 項第 1 号に定める割合を、同条第 1 項第 6 号に定める値によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値により算定する。

具体的には、配電設備のうち、架空引込線、地中引込線及び計器等に係る費用並びに需要家設備の調査委託に係る費用については、各設備に対応する電圧区分に応じて三需要種別に整理するものとする。

3. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

配電需要家費のうち需要家設備関連費用については、需要規模、設備等に応じて費用の差異がみられることから、電圧区分ごとに適切な整理を行うため、上記の値に基づき整理することとした。

(別紙)

託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）および電力料（離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の送配電関連固定費、送配電関連可変費または需要家費への配分基準

[第16条第2項関係]

|  | 配分基準  |
|--|---|
| 託送収益   | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。 |
| 事業者間精算収益   | 送配電関連可変費に整理。                                      |
| 電灯料<br>（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）              | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。 |
| 電力料<br>（離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。） | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。 |

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準  
[第 25 条第 3 項関係]

基準託送供給料金は、以下のとおり設定する。

1. 料金の種類

送配電関連設備の利用形態、使用期間に応じた原価の差異を考慮して、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を設定する。

接続送電サービス料金は標準接続送電サービス、昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を踏まえた時間帯別接続送電サービス、自己等への電気の供給において、ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した従量接続送電サービスおよび低圧で供給し電灯または小型機器を使用する場合に使用量が極めて少ないと見込まれる需要に配慮した電灯定額接続送電サービスを設定する。また、臨時接続送電サービス料金は臨時接続送電サービス、低圧で供給する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた臨時定額接続送電サービスを設定する。また、高圧で供給する場合および特別高圧で供給する場合における標準接続送電サービス料金および時間帯別接続送電サービス料金については、契約者が希望され当社との協議が整ったときは、時間帯区分ごとの最大需要電力を踏まえて割引額を算定のうえ、料金から割り引くものとする。

2. 料金制

基準託送供給料金は、基本料金と電力量料金とを組み合わせた二部料金制、従量料金制および定額制により設定する。

3. 近接性評価割引

電気の潮流状況を改善するものと評価できる地域を、当該市町村における発電電力量、需要電力量および流通設備の実態等を踏まえて市町村単位で設定し、発電設備が当該電気の潮流状況を改善するものと評価できる地域に立地する場合は、当社が当該発電設備から受電した電力量（当該発電設備を維持し、および運用する発電契約者以外の事業者等を介して当該発電設備に係る電気を調達する場合の当該電気を除く。）と割引単価を基礎に割引額を算定のうえ、料金から割り引くものとする。

なお、割引単価については、基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることおよび上位系統のロス分に係る電気価値を踏まえ受電電圧ごとに設定する。

(別 紙)

離島供給に係る燃料費調整制度における換算係数  
[第 32 条第 2 項関係]

|     |        |
|-----|--------|
| 石 油 | 1.0000 |
|-----|--------|

(別 紙)

離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価  
[第 32 条第 4 項関係]

| 区分および単位                        | 離島基準調整単価 |
|--------------------------------|----------|
|                                | 円        |
| 定額制供給の場合                       |          |
| 電灯定額接続送電サービス                   |          |
| 電灯料金                           |          |
| 10 ワットまでの 1 灯につき               | 0.004    |
| 10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき     | 0.009    |
| 20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき     | 0.018    |
| 40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき     | 0.025    |
| 60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき    | 0.043    |
| 100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに | 0.021    |
| 小型機器料金                         |          |
| 50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき          | 0.013    |
| 50 ボルトアンペアをこえ                  |          |
| 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき         | 0.025    |
| 100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき        |          |
| 50 ボルトアンペアまでごとに                | 0.013    |
| 電灯臨時定額接続送電サービス                 |          |
| 1 日につき                         |          |
| 総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合           | 0.000    |
| 総容量が 50 ボルトアンペアをこえ             |          |
| 100 ボルトアンペアまでの場合               | 0.001    |
| 総容量が 100 ボルトアンペアをこえ            |          |
| 500 ボルトアンペアまでの場合               |          |
| 100 ボルトアンペアまでごとに               | 0.001    |
| 総容量が 500 ボルトアンペアをこえ            |          |
| 1 キロボルトアンペアまでの場合               | 0.007    |
| 総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ            |          |
| 3 キロボルトアンペアまでの場合               |          |
| 1 キロボルトアンペアまでごとに               | 0.007    |
| 動力臨時定額接続送電サービス                 |          |
| 臨時接続送電サービス契約電力                 |          |
| 1 キロワット 1 日につき                 | 0.008    |
| 従量制供給の場合                       |          |
| 1 キロワット時につき                    | 0.001    |